

2020年11月12日

東京都港区港南1-2-70
株式会社クロスキャット
代表取締役社長 井上 貴功

事前開示書面

当社は、2020年11月4日付をもって作成した新設分割計画書に基づき、当社が営む仙台支店が所管する事業に関して有する権利義務を新設分割設立会社（株式会社クロスリード）に承継させる、新設分割を行うことといたしました。会社法第803条及び会社法施行規則第205条の規定により、下記の事項を開示いたします。

記

1. 新設分割計画書の内容

別紙記載の通りとなっています。

2. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件新設分割に際して新たに株式を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

新設分割設立会社が発行する株式数については、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、1,000株といたしました。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を、新設分割会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、別紙新設分割計画書のとおりとすることといたしました。

3. 最終事業年度の末日後に生じた当社の重要な後発事象等の内容

(1) 剰余金の配当の受領に関する事項

当社は、連結子会社である株式会社クロスユーアイエスより、2020年6月22日に剰余金の配当を200,000千円受領いたしました。

(2) 子会社取得に関する事項

当社は、2020年9月23日、株式会社アクティブ（現・株式会社クロスアクティブ）の発行済株式の全部を取得して同社を子会社化するため、同社の株主との間で当該株式の譲渡に係る株式譲渡契約を締結し、2020年11月2日に株式取得を完了しております。

そのほか、該当事項はございません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

本件分割に際して、当社の資産は負債を十分に上回ることが見込まれており、その履行を担保するに足りる責任財産を有していること、並びに収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本件分割により当社及び新設分割設立会社が負担すべき債務の履行については、問題ないものと判断しております。

以上

新設分割計画書

株式会社クロスキャット（以下「甲」という）は、新たに設立する株式会社クロスリード（以下「乙」という）に対し、甲の仙台支店が所管する事業（以下「本件対象事業」という）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本件会社分割」という）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という）を作成する。

第1条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1記載のとおりとする。なお、本店の所在場所は宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番65号とする。

第2条（乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

- （1）乙の設立時取締役は以下のとおりとする。
齋藤 滋、高橋 晶、鈴木則行、山下智己
- （2）乙の設立時監査役は以下のとおりとする。
吉野貴之

第3条（承継する権利義務）

1. 甲は、2020年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第6条に定める成立日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙2に定める）を、第6条に定める成立日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第4条（本件会社分割に際して交付する乙の株式の数）

乙は、甲に対し、本件会社分割に際して、普通株式1000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として甲に交付する。

第5条（乙の資本金および準備金の額）

乙の資本金および準備金の額は以下のとおりとする。

- （1）資本金の額 金 1億円
- （2）資本準備金の額 金 0円
- （3）利益準備金の額 金 0円

第6条（新設分割設立会社の成立の日）

乙の成立の日（以下「成立日」という）は、2021年4月1日とする。ただし、甲は、手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

第7条（債権者保護手続等）

甲は、第6条に定める成立日の前日までに、関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第9条（本計画の変更等）

甲は、本計画作成後成立日に至るまで、天変地変その他の事由により甲の財政状態または経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、または本件会社分割を中止することができるものとする。

第10条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

2020年11月4日

東京都港区港南一丁目2番70号

株式会社クロスキャット

代表取締役 井上貴功



定 款

2021年4月1日制定

株式会社クロスリード

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社クロスリードと称し、英文ではCROSS LEAD CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発受託及び販売
2. コンピュータシステムのコンサルテーション・開発・運用・保守サービス業務
3. コンピュータネットワークサービス
4. コンピュータソフトウェア及び関連機器の仕入販売
5. データー入力業務
6. 労働者派遣事業
7. 有料職業紹介事業
8. 電気通信事業
9. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県仙台市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(株式の取扱い)

第9条 当社の株式の名義書換、新株予約権、質権に関する登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、その他株式に関する手続きについては、取締役会の決議によりこれを定める。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか、必要のある場合はあらかじめ公告して、基準日を定めることができ

る。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第 1 1 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末から 3 ヶ月以内に開催し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集権者)

第 1 2 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(議長)

第 1 3 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

第 1 4 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段に定めのある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の規定に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 1 5 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 1 6 条 当会社の取締役は 7 名以内とする。

(選任方法)

第 1 7 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 1 8 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名及び専務取締役、常務取締役を若干名置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第26条 当社の監査役は3名以内とする。

(監査役の選任)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 30 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

別紙2 承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

乙は、甲から、本件対象事業に属する資産・負債その他これに付随する一部の権利義務を除く一切を承継し、その明細は、以下のとおりとする。

なお、対象資産及び対象債務の評価は、2020年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに成立日前日までの増減を加除した一部の権利義務を除く一切を、成立日において、乙に承継する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件対象事業に属する現金及び預金、貯蔵品、仕掛品、前払費用、立替金。

(2) 固定資産

本件対象事業に属する有形固定資産、知的財産権を除く無形固定資産、投資その他資産の一切。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件対象事業に属する未払費用、賞与引当金、未払法定福利費。

(2) 固定負債

本件対象事業に属する退職給付引当金、その他固定負債の一切。

3. 承継する契約上の地位

対象事業に属する取引基本契約、売買契約、賃貸借契約、リース契約、その他の契約における契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務の一切。但し、乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務。

4. 承継する雇用契約等

対象事業に主として従事する従業員（パートタイマーを含む）に係る一切の雇用契約上の地位及びこれらに基づいて発生した一切の権利義務。

5. 承継する許認可等

対象事業に関して甲が取得している一切の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能と認められるものの一切。

以上